

【自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上について】

(一問目)

自転車の安全利用、交通ルール・マナーの向上について伺います。まず、豊中市内におけるここ数年の自転車に関係する交通事故の件数を教えてください。また、そのうち、自転車の利用者が加害者になった件数も教えてください。

<答弁>

豊中市内の自転車に関係する事故件数は、平成23年が583件、24年が518件、25年が438件、26年が371件、27年が349件です。

自転車が加害者になった件数は、市内では把握しておりませんが、大阪府内では、平成27年で12222件の内、1125件で約9%となっております。

(二問目)

昨年6月に改正道路交通法が施行されましたが、改正道路交通法の施行前から市として様々な取組みをされてきたと思います。あらためて、どのような取組みをされてきたのか教えてください。加えて、法の施行によって新たに実施するようになった取組みがあれば教えてください。また、法の施行から1年が経過しましたが、何らかの変化や効果、市としての手応えがあれば教えてください。一方で、様々な取組みをしている中で感じておられる課題についても教えてください。

<答弁>

自転車の交通ルール徹底に向けた取組みとしましては、交通安全教室、講習会、街頭啓発及び交通安全フェア等を通じ、啓発を実施してきました。

道路交通法改正後は、交通安全教室等において、改正の内容を説明するとともに、リーフレットやチラシを配布し、啓発に努めました。

法改正の効果としては、具体的な調査はしておりませんが、傘差し自転車の減少や車道の左側通行を守る人が増えているものと感じております。

しかし、危険な違反行為をする人は後を絶たず、引き続きの啓発が必要と考えておりますが、違反をする人の多くは、市の啓発活動に関心がない方が多く、これらの方に対する啓発が課題と考えております。

(三問目)

今年4月には大阪府が自転車条例を施行しましたが、実際に条例の施行で何が、どのように変わったのでしょうか？この条例によって、自転車利用者が意識、注意すべきことは何でしょうか？

<答弁>

大阪府の自転車条例により変わったことは、学校長による交通安全教育の実施、高齢者

のヘルメット着用の努力義務、及び損害賠償保険の加入義務が課せられたことです。

その結果、交通安全教室を実施する中学校や、市民からの問い合わせが増えており、関心が高まっていると考えています。

次に、自転車利用者が注意すべきことですが、自転車が交通の危険を生じさせる恐れがあり、加害者になる場合もあることを認識し、安全利用に努めることと考えています。

(四問目)

大阪府の自転車条例によると、来月1日から自転車保険の加入が義務化されます。自転車保険の加入義務化の詳細と、どのような保険に入るべきとなっているのか教えて下さい。また、そういった情報を市として、市民の方々や自転車販売事業者等に周知する必要があると思いますが、見解とその方法について教えて下さい。参考までにお聞きしますが、保険に入らずに自転車を利用した場合の罰則はあるのでしょうか。また、保険未加入の自転車が事故を起こした場合、その自転車を販売した事業者は責任を問われることがあるのでしょうか。

<答弁>

自転車保険の加入義務化とは、自転車利用者は、交通事故により生じた被害に係る損害を補償することができる保険に加入する必要があることです。保険の種類としては、個人賠償責任保険、共済、団体保険、及びTSMマーク付帯保険などがあります。

この保険加入の義務化については、周知する必要があると認識しており、府の啓発に加え、市でも、これまでの啓発活動での案内に加え、広報、ホームページ、ケーブルテレビ及びチラシの配布等を行っております。

次に、保険未加入の罰則規定はありません。また、保険未加入の自転車が事故を起こした場合、一般的に、その自転車を販売した業者が、責任を問われることはないものと認識しています。

(五問目)

現在、豊中市民のどれくらいの方が自転車保険に加入されているのでしょうか。また、市の職員のうち、どれくらいの方が自転車保険に加入されているのでしょうか。今回の大阪府の条例により、市としては、自転車保険の加入率をどれくらいにしていきたいと考えておられるのでしょうか。あわせて、市職員については、自転車保険の加入を市として義務付けていく考えはあるのか教えて下さい。そもそも、この条例によって自転車保険の加入率の大幅な向上が見られると市としては考えておられるのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

自転車を利用する市民及び職員の保険加入率は把握しておりませんが、条例を踏まえ、全員が加入すべきものと考えております。現在のところ、職員に対し保険加入を啓発していますが、義務付けは考えておりません。

また、今回の府条例及びそれに伴う啓発活動により、保険加入者は増えるものと考えております。

(六問目)

大阪府が自転車条例を施行し、自転車利用者への自転車損害賠償保険等の加入を義務化した中、豊中市としても自転車を利用される市民及び市職員の保険加入率の実態調査の実施とともに、自転車損害賠償保険加入率の数値目標などを示して取組みを進めていくべきではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。特に市として市民に対して、自転車保険の加入を周知、啓発していくのであれば、市職員や学校の教職員で、とりわけ自転車通勤をされている方ぐらいには、100%、保険に入って頂けるように取り組んで頂きたいと思いますが、あらためて、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

実態調査については、交通安全教室や講習会での簡単なアンケートについて実施できるよう、警察と協議し検討します。

保険加入については、市民全員が加入すべきものと考えており、市独自の数値目標の設定などは考えておりません。

自転車勤務をしている市職員についても、同様に全員が加入すべきものと考えており、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

(七問目)

国が改正道路交通法を施行し、大阪府も自転車条例を施行されましたが、特段の罰則規定が設けられていないなど、実効性に乏しいものが多いように思います。そこで、豊中市として市独自の自転車条例を設けて、より一層の自転車の安全利用、自転車運転手の交通ルール・マナーの向上を図ることも検討すべきかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

現在、府条例の施行に合わせ、様々な啓発を実施しており、今後その効果を見ていきたいと考えており、市独自の条例制定は考えておりませんので、よろしくお願い致します。

(意見・要望)

改正道路交通法や大阪府自転車条例の施行前から、市としても様々な取組みをされ、実際に、傘差し自転車や逆走自転車は減少しているように感じており、市の取組みを評価しますし、引き続き、ご尽力頂きたいと思います。しかし、答弁にもあったように、周知や啓発で交通ルールを守る方がいる一方で、危険な違反行為をする人は未だにおり、違反する人の多くは、市の周知や啓発ぐらいでは、全く聞く耳を持たないと市としても感じておられ、

そういった人にいかにしてルールを守らせるかが今後の課題と認識されているわけで、その課題認識を持ちながら、そういった人に対し、啓発活動だけを繰り返していても改善は期待できないように思います。個人的には市の啓発活動に無関心な人には、条例制定によるより厳格な対応も必要ではないかと考えますが、現状、市独自の条例制定については考えていないとのことですので、条例制定による厳罰化をしなくても、市の啓発活動に無関心な自転車利用者が交通ルールを厳守する方策を実施して頂くことを期待しておきます。

一方、来月から大阪府自転車条例により、自転車保険の加入義務化が施行となりますが、まず、現状、どれくらいの市民が保険に加入しているのか把握するため、交通安全教室や講習会等でアンケート調査を実施して頂きたいと要望しておきます。さらに、啓発する側の市職員や教職員が保険に未加入ということでは、全く説得力がないと思いますので、市職員や教職員、とりわけ、自転車通勤をしている方に対しては保険加入を徹底して頂きたいと思います。ちなみに、大阪府では自転車条例の施行に伴い、自転車通勤を希望する職員に対し、保険加入に関する調査項目を新たに設け、未加入の職員には自転車通勤を認めない対応をしているそうですので、紹介しておきます。いずれにしましても、まずは現状把握のために、自転車通勤をしている職員、教職員の方々の保険加入の実態調査もして頂きたいと要望しておきます。

【中学校での昼食の実態について】

（一問目）

中学校での昼食の実態について伺います。中学校給食は、2014年4月から順次導入が進められ、今年の2学期から全ての学校で利用が可能となります。中学校給食が既に導入されている学校において、導入される前と現在で、生徒の昼食の状況にどのような変化が生じているのでしょうか。中学校給食が導入されている学校において、導入前後でのお弁当の持参率にどのような変化が見られるのか、現時点での中学校給食の喫食率はどれくらいなのか教えてください。また、昼食を、お弁当や中学校給食ではなく、パン販売やコンビニ等を利用して済ませている生徒の割合はどのくらいなのか教えてください。

＜答弁＞

中学校給食の開始前と開始後における家庭からのお弁当持参率やパン販売、コンビニ等を利用している生徒の割合につきましては、学校に購買部のある学校、ない学校、また、近くにコンビニ等の店舗の有無によって左右されて参ります。

お弁当の持参につきましても、日によって生徒、保護者の都合により選択内容が変わることから、現状を詳しく把握することは困難でございます。

なお、現時点での給食の喫食率につきましては、約8％となっております。

（二問目）

あらためて伺いますが、中学校給食を導入した背景と、事業の目的を教えてください。また、中学校給食を導入するためにかかった費用は総額でいくらなのか教えてください。加えて、全ての学校で中学校給食が実施されるようになった場合、年間ベースでどれくらいの運営費がかかるのか教えてください。さらに、中学校給食を導入する前に児童、生徒、その保護者に対してアンケートを実施されたと記憶していますが、中学校給食の導入に対するご意見や賛否の割合など詳細な結果をあらためて教えてください。中学校給食導入前の平成24年3月定例会の代表質問で、当時、教育次長だった大源教育長は「全国的には50%以上に達する事例もございますので、そういったところを目指してまいります」と答弁されました。喫食率の目標値は現在でも変わりはないのでしょうか。

＜答弁＞

中学校給食を導入した背景、事業目的につきましては、生徒や保護者を取り巻く社会環境や生活習慣の変化にともない、偏った栄養摂取や朝食の欠食など、食生活の乱れが子どもたちの心身への影響となることが問題視されている中、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、中学校において多彩で栄養バランスに配慮された学校給食を導入したものでございます。

導入にあたっての費用と致しましては、全校での配膳室や物品の整備に約3億円、また運営に係る経費は、平成28年度予算ベースで算定しますと、給食システムの運用や調理に係る委託料などで約2億3千万円かかるものと想定しております。

導入前に小中学校関係者を対象に実施した「中学校給食に関するアンケート」の結果では、

『全員給食が良い』と答えた小学生は7.8%、その保護者は50%、中学生は8.8%、その保護者は36.9%、教職員は15.6%で、全体の24%、『選択制が良い』と答えた小学生は64%、その保護者は45%、中学生は56.7%、その保護者は58.9%、教職員は44.4%で、全体の55%、『お弁当が良い』と答えた小学生は28.2%、その保護者は4.1%、中学生は31.5%、その保護者は4.2%、教職員は40%となっており、全体として約8割が中学校給食の実施を希望しておりました。

喫食率の目標値につきましては、2学期より就学援助も始まることから、全校実施後においては、まずは2割を当面の目標としたいと考えております。

(三問目)

味、量、値段、利便性など、中学校給食の利用が敬遠される要因をどのように分析されているのでしょうか。また、約3億円もの多額の税金を投入して導入した中学校給食は、現状の利用率では、極めて費用対効果が低い事業と言わざるを得ません。事業実施に要した費用及び毎年かかる運営費と中学校給食の利用率を比較して考える現状の費用対効果について教育委員会としての率直な見解をお聞かせ下さい。一方で、如何にして、利用促進を図っていくおつもりなのか、見解と今後の見通しについても教えて下さい。

<答弁>

利用傾向と致しましては、家庭からのお弁当を持参することに慣れており、多数の保護者からは給食を利用したいとの意向がある一方で、子どもからお弁当を作ってほしいと言われるとお弁当を作ると答えておられ、お弁当への愛着から給食に切り替えることへ少なからず抵抗感があつたものと想定しております。

また、生徒からは、配膳室からの受取りや返却に時間がかかり、昼休みの時間が短くなることや、お弁当代をもらい好きなものを買う方が良いとの意見を聞いており、これらが喫食率の原因と考えています。

費用対効果に関しましては、平成28年度中に市内全校で配膳室整備を終え、給食提供が可能となることから、中学校給食の実施体制が整えられたことは、有意義なものと考えております。

しかし、現状で概ね6割の生徒から利用者登録を受付けている中で、喫食率が低調であることについて、今後、喫食率向上のための取組みを進めていく必要があると課題認識しております。

今後、中学校給食の利用を促進し昼食を考える際の選択肢の一つとなるよう、入学説明会や給食試食会において、保護者に給食を提案してまいります。

また、中学校給食を推進する事業として、学校行事などと合わせて、全員喫食の日を実施し、食育の推進や給食を利用したことのない生徒への啓発にもつなげて参りたいと考えております。

(四問目)

全校で導入される今年の2学期から、中学校給食が就学援助の対象になります。これにより、就学援助受給家庭の生徒は自己負担なく中学校給食を食べることが出来ますが、中学校給食が就学援助の対象となる意義と効果について教育委員会の見解をお聞かせ下さい。参考までに伺いますが、現在の中学生における就学援助受給割合と、その割合が最も高い中学校の割合を教えてください。さらに、生活保護受給世帯は既に中学校給食を自己負担なく食べることが出来る状況にあると思いますが、利用率はどのくらいなのか教えてください。

<答弁>

中学校給食を就学援助の対象費目とすることにより、栄養バランスに配慮された食事をとる機会が増え、子どもたちの健やかな成長を促進できるものと考えております。

就学援助を受けている割合につきましては、平成27年度におきまして中学生全体で19.1%、最も割合が高い学校で40.5%となる見込みであります。

また、生活保護を受けている子どもたちの利用率につきましては、約20%となっておりますので、よろしくお願い致します。

(五問目)

安心してしっかりと栄養バランスに配慮された食事をとる機会を増やし、子どもたちの健やかな成長を促進する目的で、生活保護受給世帯や就学援助対象世帯の生徒には、自己負担なく中学校給食が摂取できるようにと考えられているわけですが、教育委員会の思いやねらいが実際の利用率からすると反映されていないように感じます。2学期から中学校給食が就学援助の対象になることの周知徹底や利用促進を積極的に図り、事業の目的が果たされ、効果があがるようにしなければならぬと考えますが、教育委員会の見解と意気込みをお聞かせ下さい。

<答弁>

中学校給食が就学援助の対象となることで、必要な援助を行い、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをさらに推進できるものと考えております。

そのため、7月下旬に発送予定の就学援助の決定通知に中学校給食の利用が可能となる旨の文書を同封し、保護者に改めて利用を促してまいります。

また、中学校給食の目的を達成するためにも制度の周知徹底や利用促進を図ることは重要であると認識しており、一層の取組みを進めてまいりたいと存じます。

(意見・要望)

栄養バランスに配慮された食事をとる機会が増え、子どもたちの健やかな成長を促進できるとの考えから、中学校給食を就学援助の対象費目にされるわけです。中学生全体で約19%、多い学校になると4割以上の生徒が就学援助を受けています。教育委員会の

思いやねらいがしっかりと伝わり、事業効果があがるよう周知と利用促進に努めて頂きたいと思います。加えて、生活保護を受けている子どもたちの利用率も約20%と低い状況にありますので、その保護者に対しても改めて利用を促して頂きたいと思います。

「偏った栄養摂取や朝食の欠食など、食生活の乱れが子どもたちの心身への影響となることが問題視されている中、中学校において多彩で栄養バランスに配慮された学校給食を導入した」との答弁がありました。事業の経緯や意図は理解します。

ただ、喫食率が約8%と低調な状況で、実際に中学校給食がどの程度、偏った栄養摂取や朝食の欠食など、食生活の乱れの改善に寄与していると言えるでしょうか。中学校給食が導入されても偏った栄養摂取を続けている生徒が少なからずいるのではないのでしょうか。まずは、どれくらいの生徒がお弁当を持参しているのか、パン販売、コンビニ等を利用している生徒はどれくらいいるのか、現在の中学生の昼食の実態を調査して頂くことを強く要望しておきます。

さらに、各学校で登校中のコンビニ等の立ち寄りに関する調査をしてもらったところ、現在、14の中学校でパンやおにぎりを購入するため立ち入りを認めていると回答しています。なかには購買部がないため認めていると回答した学校もありましたが、逆に購買部はないが認めていないと回答した学校もありました。

購買部等でのパン販売の実施を中止すべきとは言いませんが、中学校給食を導入した訳ですので、教育委員会として、不必要に登校中にコンビニ等に生徒が立ち寄ることを認めるのではなく、お弁当を持ってくることが出来ない生徒については、購買部の活用が中学校給食の利用に限定することも検討してはどうかと意見しておきます。

いずれにしましても、中学校給食は多額の税金を投入し導入され、毎年の運営経費もかなりの高額ですので、事業開始から3年が経ち、ようやく全校で実施されるわけですので、どうすれば喫食率が高められるのか、あらためて、中学生やその保護者に対して、中学校給食に対するアンケートを実施するなど調査、研究し、出来る限り事業効果があがるよう、より一層ご尽力頂くことを要望しておきます。